

支部ニュース

2019 年 11 月 No.552

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 東京土建独自国会行動での憲法学習会の報告・・・・・・・・・・ 森 孝博 1
- DHCスラップ「反撃」訴訟・控訴審にご支援を・・・・・・・・・・ 澤藤統一郎 3
- “人権”弁護士が知っておくべきセクハラ・マタハラ～・・・・・・・・ 岸 松江 4
- 11月2日東京地評「第13回東京働く者の権利討論集会」に参加して・・・・ 中川勝之 6
- 横田基地にオスプレイはいらない11・24東京大集会のお知らせ・・・・ 石島 淳 7
- 72期修習生向け学習会のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・ 大住広太 8
- 貧困・社会保障分野に関する事例アンケートご協力をお願い・・・・・・・・ 黒岩哲彦 9
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 加部歩人 9
- 10月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11



東京土建独自国会行動での憲法学習会の報告

渋谷共同法律事務所 森 孝博

- 1 東京土建から支部宛てに、2019 年 10 月 10 日に憲法要請独自国会行動を行うので、自民党の改憲素案についての学習会をしてほしい、との要請があり、小部支部長のご下命をたまわって講師をつとめてきました。

学習会のテーマは、いわゆる「改憲 4 項目」(①自衛隊の明記〔9 条改憲〕、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実)でしたが、紙面の関係と大本命は①なので、そこを中心に概要を報告します。

- 2 どうすれば自衛隊明記の危険性を分かりやすく説明できるか、と考えてみまして、今回の学習会では、パワーポイントのスライド等を準備して自衛隊の実態から話をしてみました。

具体的には、まず近年に行われた陸・空・海自とアメリカ軍との共同演習・訓練の状況をスライドで見てもらい、「国土を守る『専守防衛』の自衛隊」がなぜ日本に無い砂漠での戦闘訓練をしているのか?、なぜ敵地への上陸作戦を主任務とするアメリカ海兵隊と強襲作戦訓練をしているのか?、敵地への爆撃を主任務とするアメリカ空軍の戦略爆撃機と共同訓練をしているのか?、日本から約 3000km も離れた南シナ海で空母打撃群の中核であるアメリカ海軍の原子力空母と共同訓練をしているのか?、という問いかけをしました。そして、こうした自衛隊と米軍の共同訓練・演習が頻繁に行われていること(2017 年度は少なくとも 121 回、延べ 1198 日)や、「実戦経験豊富な米軍から取得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである」といった 2018 年防衛白書の記述を紹介しました。

また、日本版海兵隊と呼ばれる陸自「水陸機動団」の創設、アメリカ製の最新鋭戦闘機(F35)の大量購入、戦闘機に搭載する長距離巡行ミサイルの取得計画、「いずも」の空母化と F35B 戦闘機の艦載計画、イージス・アショアの国内配備計画なども、写真とともに紹介してみました。あわせて、7・1 閣議決定や戦争法(安保法制)の制定・施行など、法的にも自衛隊の活動領域などを拡大していることや、防衛費(軍事費)が急増していることも紹介しました。

安倍政権下で自衛隊と米軍の一体化・従属化や軍事大国化が急速に進められており、こうしたことをしている政権与党側から権力に対する縛りを緩める 9 条改憲論が提起されていることの危険性を直視する必要があり、その狙いは戦力の不保持と交戦権の否認を定めた憲法 9 条の制約を完全に取り払って、軍隊を持って戦争する国となる点にあることを訴えました。

- 3 次に、改憲派から、①「何も変わらない」、②「災害救助などで頑張っているのに可哀そう」、③「他国が攻めてきたらどうする」といったことが言われており、自衛隊明記論の危険性を明らかにするためには、それらに対する批判的検討も必要なので、それらについても話をしました。

①については、現代の戦争・軍事介入はほぼ「自衛」の名の下に行われており、「必要な自衛」であれば武力行使や戦争を認める自民改憲素案は平和憲法を根本から変質させることを説明しました。また、軍事のために人権を制約する憲法上の根拠が生まれることになり、沖縄県民の反対を無視した辺野古米軍新基地建設やアメリカからの高額兵器の「爆買い」と社会保障費の大削減など、安倍政権

の横暴にいつそうの「お墨付き」を与えることなども紹介し、「何も変わらない」というのはごまかしであると説明しました。

②については、集団的自衛権を全面的に認め、自衛隊の海外任務が拡大すれば、国内での災害派遣（「従たる任務」）に力を割く余裕はかえって無くなることを説明しました。それとともに、海外派兵の過酷な実態（アフガニスタンとイラクに派遣された米軍兵士 200 万人のうち 60 万人が PTSD に苦しみ、年間 7000 人以上が命を自ら絶っている）を紹介し、自衛官を「可哀そう」な目に遭わせるのはどっちなのか、と訴えました。

③については、自説になりますが、まず、19 世紀以降のヨーロッパなど、武力による「平和」実現（抑止力論）は失敗を繰り返してきた歴史を振り返ってみました。次に、2018 年防衛大綱でも、我が国の脆弱性として都市部への産業・人口・情報基盤の集中や沿岸部での原子力発電所等の林立が指摘されており、兵器の現代化とあいまって、いったん国家間の本格的な武力衝突が発生してしまったら、「勝敗」にかかわらず壊滅的被害を覚悟しなければならず、「他国が攻めてきたら」ではなく、そのような事態になる前に外交的・平和的解決をしなければならないことを述べました。そして、この間の猛暑や台風被害など、21 世紀は、気候変動といった軍勢力ではどうすることもできない人類的脅威が出現してきていること、それに対処できるのは多国間の平和的協力であり、そのためには憲法 9 条を変えるのではなく活かすことが求められていることを訴えました。

4 次に、緊急事態条項については、ワイマール憲法 48 条の「非常事態権限」に基づく緊急命令によってヒトラーが独裁体制を確立していったことや、大日本国憲法 8 条の「緊急勅令」によって 1928 年に治安維持法が改悪されて国民の弾圧手段として猛威をふるったことに触れ、時の権力者の地位強化や、それに異を唱える人々の排除に濫用されてきたのが歴史的教訓であることを紹介した上、1946 年 7 月の金森徳次郎国務大臣の答弁を引用して、日本国憲法はあえて緊急事態条項の創設を否定したことを述べました。また、今回の自民党改憲素案は、適用場面を自然災害に限定しておらず、戦争遂行のために濫用される危険もあることを述べました。「災害に対処するために必要」という改憲派の説明については、憲法を停止しなくても法律で対処できること、むしろ法制度の改正や運用改善といった「事前の備え」の充実こそが大事であることを述べ、西日本豪雨の最中の「赤坂自民亭」や台風 15 号による被災直後の「内閣改造」など、緊急事態条項の創設を言う人々が本気で災害に対処する気があるのかを注視する必要があることを訴え、最後に麻生大臣の「(ナチスに) 学んだらどうか」発言を紹介しておきました。

5 教育充実については、改憲をしなくても法律でできることを説明しました。その上で、自民党は当初「高等教育の無償化」を言っていたが結局は国の努力義務にとどめたこと、歴代の自民党政権は国際人権 A 規約の中等・高等教育の段階的な無償化条項の適用を留保し続けてきたこと、民主党政権下の高校無償化政策を「理念なきバラマキ」と批判してきたことを紹介し、実際にやる気はなく、改憲による高等教育の無償化を主張する日本維新の会を 9 条改憲に取り込むための案であることを説明しました。また、教育充実どころか「国の未来を切り拓く」ためとして、教育への国家介入に使われる危険があることを訴えました。

6 合区解消についても、改憲をしなくても法律改正による議員定数や選挙制度の抜本的見直しで「一票の格差」は是正できることを説明しました。自民党は、それに取り組もうとせずに「合区」導入でお

茶を濁し、党内や地方から「合区」に対する不満が出るや憲法を変えようとしていること、その結果、一票の価値の平等(憲法 14 条、44 条)や国会議員の全国民代表性(憲法 43 条 1 項)とも矛盾した案となっており、場当たりの改憲論であることを説明しました。

- 7 最後に、「少なくとも議論すべきだという国民の審判は下った」などといって改憲議論をゴリ押ししようとする改憲派の動きに対し、「早期の憲法改正」を掲げた自民党は 2019 年参院選挙で 9 議席も減らしたことで、選挙後の読売新聞・朝日新聞のいずれの世論調査でも安倍内閣に優先的に取り組んでほしい政策で「憲法改正」は最下位であったことを紹介しました。そして、国家権力側から出てくる「改憲議論」は要注意で、憲法 9 条の制約を取り払って戦争する国をめざしたり、緊急事態条項の創設によって国家権力の強化をめざす憲法改悪とそのための議論はまったく不要で、いま求められているのは 9 条や 25 条などの憲法理念の実現であり、国会議員要請でもそのことを訴えていきたいと思いますと呼びかけました。
- 8 翌週に愛知・西浦総会が控える中でなぜ講師を引き受けてしまったのか、と自問自答したこともあったのですが、スライド等を作りながら準備をしてみて、あらためて「改憲 4 項目」について考えてみる良い機会になりました。感想は聞いていないので、これで十分だったのか、納得してもらえたのか、は分かりませんが、何かの参考や問題提起になればと思い、拙稿ながら支部ニュースに投稿してみました。

DHCスラップ「反撃」訴訟・控訴審にご支援を。

澤藤統一郎法律事務所 澤藤 統一郎

私は、「憲法日記」というブログを毎日書き続けている。権力や権威、社会的強者に対する批判で一貫している内容。既に、連続更新 2400 回を超えた。

2014 年 3 月末から 4 月初に、サプリメント販売大手 DHC のオーナー吉田嘉明の醜行を取りあげた。彼が、みんなの党の党首(当時)渡辺喜美に 8 億円の政治資金裏金を提供した事実を、「政治を金で買おうという薄汚い行為」と手厳しく批判した。同種の記事を続けて 2 回書き、吉田の裏金提供の動機を利潤追求のために行政規制の緩和を求めたものとして消費者問題の視点から批判し、また金権政治防止のためには政治資金の流れは徹底して透明でなければならないとした。

DHC・吉田嘉明が、この 3 本のブログに直ぐさま反応し、名誉を毀損されたとして、私(澤藤)を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟が、「DHC スラップ訴訟」である。提訴時には、請求慰謝料額が 2000 万円だった。私は、「黙れ」と恫喝されたと理解し、弁護士として絶対に黙ってはならないと覚悟を決め、同ブログに、「DHC スラップ訴訟を許さない」シリーズを書き始めた。現在、第 163 弾まで書き進めている。

このシリーズを書き始めたとともに、DHC・吉田嘉明側の弁護士(今村憲・二弁)から警告があり、慰謝料請求金額は 6000 万円に拡張された。吉田自ら、提訴の動機を告白しているようなものではないか。

そのDHCスラップ訴訟では、一審・控訴審そして、上告受理申立のフルコース審理の末に、私が勝訴して確定した。しかし、私はその勝訴だけではどうしても納得できなかった。DHC・吉田嘉明は、スラップを提起して、負けるべくして負けはしたが、「DHC・吉田嘉明を批判すると面倒なことになるぞ」という恫喝の効果は社会に残されたままではないか。私は、DHC・吉田嘉明の私に対する提訴が違法であるとして、損害賠償請求訴訟を提起した。これが「DHCスラップ『反撃』訴訟」である。2019年10月4日、その判決が言い渡され、110万円の認容判決となった。

私の掲げる旗が「表現の自由」であるが、DHC・吉田嘉明も「裁判を受ける権利」の保障に拠っている。敗訴した原告事件が直ちに不当な訴え提起ではない。結果として負けた訴訟が、すべてスラップではない。1審判決は、1988（昭和63）年1月26日第三小法廷判決を引用して、「被告らの（前件訴訟）における訴えの提起は、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、被告らが、そのことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したもので、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に当たり、原告に対する違法行為になるものというべきである。」とした。

私の側は控訴しなかったが、DHC・吉田嘉明の側が控訴した。これから、控訴審が始まる。通算して第5ラウンドである。民主主義社会の基礎というべき表現の自由を擁護するために、決定的に勝ちたいと思う。

ぜひとも、弁護団に加わっていただき、メーリングリスト上の議論に参加されるよう、心からお願いしたい。

“人権”弁護士が知っておくべきセクハラ知識

～セクハラ・マタハラ～ 2019年10月30日学習会

東京法律事務所 岸 松江

個別の事務所では、1年～数年に1度職場内で研修を行っているとのこと。

事業主が講じるべきハラスメントの防止措置義務の存在。

東弁のセクハラ防止に関する指針（H28,10,24改正）の第1・1「意識の重要性」、同2「基本的な心構え」が強く意識されなければならない（「相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。」）。



第1 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）について

1 定義と問題点

最広義 相手方の意に反する性的言動。

性的指向や性自認についても及ぶ。働く権利（被害者・加害者）も脅かす人権侵害であることも強く意識されなければならない。

2 具体的事例

身体的特徴を話題にすること、聞くに堪えない卑猥な冗談を交わすこと、性別により差別しようとする意識等に基づくもの（男の子、女の子、おじさん、おばさん等人格を認めないような呼び方をすること）、性的な行動、お酌の強要等。

3 セクハラが起きる背景

性的な固定観念、職場内の権力・上下関係（明確な異議や抗議が出せない場合の方がむしろ多い。被害者側の職場関係を良好に保ちたいとの気持ち。）、プライバシーへの過干渉、男性と女性、個人・世代による性に対する意識の違い、企業の雇用管理の在り方（男性中心・体育会系の職場に多いか…）等。

4 セクハラ裁判事例から

横浜セクハラ事件…地裁（H7,3,24）・高裁（H9,11,20）で判断が違うのは…被害者感情がなかなか理解されていない。

→米国における強姦被害者の対処行動に関する研究によれば、強姦される時点において逃げたり、声をあげるという直接的行動をとるものは被害者の一部であり…加害者を…説得しようとするものがあるといわれ…逃げたり、声を上げたりすることが一般的な対応であるとは限らない…

第2 マタハラ・パタハラについて

定義と問題点、マタハラの実例、マタハラが起きる背景

第3 セクハラ・マタハラに関する法規制

1 男女雇用機会均等法・育児介護休業法

2 事業主の義務

第4 セクハラ・マタハラ被害にあったら

拒絶の意思表示をする、会社の窓口で相談する、行政相談・専門家への相談、証拠の保全、法的責任の追及等

★相談員への要望

被害者が職場で相手方に抗議しにくい立場にあることや、相談自体をためらうことを理解し相談員は被害者の心情に寄り添ってほしい。被害者の秘密を守ることも重要。相談したことで被害者が落ち度を指摘されたりプライバシーが侵害されるなどの二次被害を受けることのないよう十分配慮してほしい。

●窓口相談員の意見交換

まだ、相談員相互で意見交換中であるが、相談メールがあった場合（団支部へあった場合）、メールから読み取れる相談者の属性を踏まえ滝沢弁護士が他の適切な相談員に相談を依頼する。そのうえで必要・適切な対応を滝沢弁護士と他の相談員が協議する。相談窓口設置の広報も必要。

東京支部セクハラ相談専用メールアドレスについては、（まず初めに）誰が見るのかを明らかにしなければならない。

11月2日東京地評「第13回東京働く者の権利討論集会」に参加して

事務局長 中川 勝之

団東京支部が実行委員会に加わっている権利討論集会です。例年、学者の先生による全体会（記念講演）と4つの分科会（概ね、非正規労働、労働組合、争議、メンタルヘルス）がありましたが、昨年初めて、第4分科会ワークショップ「職場を変える47のレシピ」を設けました。今年は従前の非正規労働、労働組合及び争議を統合させる形で一つの分科会とし、下記のとおり3つとしました。

<全体会>

「同一労働同一賃金論の起源と発展－日本の課題も含めて」（浅倉むつ子早稲田大学名誉教授）

<分科会>

第1分科会「権利闘争・労働争議」

第2分科会「職場のメンタルヘルス不調 予防と対策」

第3分科会「コミュニティ・オーガナイズング ワークショップ」

昨年のワークショップ「職場を変える47のレシピ」に引き続き、第3分科会「コミュニティ・オーガナイズング ワークショップ」は組織拡大の目玉の分科会になったと思います。私は第1分科会に参加しましたが、第2、第3の両分科会も大変興味深く、参加者の満足度は高かったと思われます。

全体会の浅倉むつ子先生の講演では、国際基準としての「同一賃金」原則があり、ILO100号条約を日本は1967年に批准したにもかかわらず、法的整備もなく、何度もILOから勧告を受けてきたこと、その中で男女賃金差別裁判がたたかわれたが、男女別取扱いや運用の決定的証拠がない場合の立証の困難性等の問題が残されたこと、また、非正規労働者の賃金差別裁判もたたかわれ、一定の成果もあるが、問題は基本給部分であること等の一連の歴史が話されました。その上で、日本で同一価値労働同一賃金を実現していくための提案として、法制度として差別禁止規定を置くこと、労使が参加する職務評価の実践が望まれること、さらには、客観的職務評価制度の実践の提案・構築、独立専門家制度の提案、平等賃金レビューの提案がされました。

基本給の話の中では、厚労省の「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル」の紹介がされ、そこでは職務（役割）評価と言及されているが、「役割」が入っていることに疑問があること、活用係数（1.0や0.8等）が人材活用の仕組みや運用の違いによって設定されることになるが、その数字がどうなるかによって大きな違いが生じること等の指摘がされました。

私も均等・均衡待遇についての学習会をするにあたり、厚労省の手当等の資料は読んだのですが、基本給は実践的には難しいと考えて、厚労省の基本給のPDFはダウンロードすらしていませんでした。厚労省の資料によるかはともかく、労使が参加する客観的職務評価制度の構築は、国際的に見ても求められることと認識しました。

その後の私が参加した第1分科会では、3つの特別報告がありました。①昭和ゴム労組における持株会社（親会社）の団交拒否事件、②日産争議10年5ヶ月の闘い、③KLMオランダ航空日本人客室乗務員の無期転換逃れの雇止め事件で、①及び③は係属中、②は最近解決した各争議でした。持株会社（親会社）の使用者性、派遣先の使用者性、5年上限・無期転換権という比較的最近問題になってきている争点の事件ですが、特に②の日産争議の報告では、「10年5ヶ月に及ぶ運動の経過と到達点」とし

て7点明記されていたのは、弁護団としても大変参考になりました。

第1分科会の助言者として参加した小部支部長からは、**1** 争議は終わってみて教訓が分かる、**2** 当事者としては、①当事者としての要求実現（解決金支払、謝罪等）、②再発防止、③職場を良くしたい、④仲間を増やす、⑤上部組織等を強くする、といった要求がある、**3** 解決のチャンスを見極めないと解決しない、との指摘がありました。

今年は全体で約100名の参加で昨年の約80名から増えました。団員は他の企画との重複で来られなかった方もいたようでしたが、来年は是非お越し下さい。

横田基地にオスプレイはいらない 11・24 東京大集会のお知らせ

八王子合同法律事務所 石島 淳

昨年（2018年）10月1日に、アメリカ空軍の特殊作戦機CV22オスプレイが東京・横田基地に配備されました。当初の段階では5機の配備でしたが、2024年までにさらに5機を追加し、10機体制で約450人の兵員の配備の予定とされています。この部隊は敵地への強襲や対テロ作戦を任務としており、東京の空は他国への侵略・破壊活動やその訓練の拠点としての役割をより強められることになりました。人口の密集する首都圏で、とりわけ学校や保育園、住宅が数多くある地域での配備であり、すでに住民は爆音にさらされながらの生活を余儀なくされています。また、オスプレイCV22の機体後部に備え付けられた機関銃の銃口を住宅地に向けながらの飛行訓練も頻繁に目撃されており、住宅地を戦場に見立てた訓練が行われていることがうかがわれます。もともとオスプレイは機体の構造上の不安定さから開発以来いままで重大事故が相次いでいることから、住宅街での事故の危険性も見逃せません。

オスプレイ反対東京連絡会では、2015年8月の立ち上げから、オスプレイ配備反対の取り組みとして配備計画の撤回を掲げての大集会を実施しており、今年も11月24日に開催を予定しております。今回、折からの台風19号による多摩川増水の影響で、会場である多摩川中央公園の使用が危ぶまれましたが、関係各位の尽力により無事会場の使用が可能となりました。集会の成功に向けて一層の呼びかけが必要となっておりますので、東京支部からも多くの参加をよろしくお願いいたします。

日時：11月24日（日）午後1時開会
集会後アピール行進（午後2時20分～）

会場：福生市・多摩川中央公園
（JR青梅線「牛浜駅」徒歩12分）



72 期修習生向け学習会のお知らせ

事務局次長 大住 広太

72 期修習生の方々は、11 月末の 2 回試験を終え、12 月中旬に一斉登録を行うこととなります。例年、東京支部では、12 月下旬の幹事会で新人団員向けの学習会及び歓迎会を実施しており、今年も実施予定です。

しかし、その学習会に参加できない新人もあり、せっかく 7 月集会等で人権活動に興味を持ったにもかかわらず、団をはじめとする法律家団体の活動や人権活動になかなか参加できなくなってしまう方もいます。

そこで、修習終了後、一斉登録までの間に、7 月集会のフォローアップ企画として、修習生向けの企画を実施することになりました。第 1 回目の本年は、72 期 7 月集会の全体会のテーマが LGBT であったため、これに関連するテーマを設定しています。

72 期の方が入所予定の事務所におかれましては、その方にご出席いただけますよう、お声がけをお願いいたします。

また、弁護団活動にもぜひ携わっていただきたいと思いますので、参加弁護士から、弁護団の紹介等を行いたいと考えています。修習生に弁護団をアピールしたい方は、ぜひご参加ください。

日時：2019 年 12 月 4 日（水）18:00～

場所：自由法曹団本部（参加人数によっては変更することがあります。）

学習会テーマ：（仮題）「弁護士としての LGBT 問題へのかかわり」

講師：永野靖先生 ※終了後、20 時頃から懇親会を予定しています。

問合先：担当次長 大住広太 (osumi@nanbu-law.gr.jp)



貧困・社会保障分野に関する事例アンケート ご協力をお願い

自由法曹団 貧困・社会保障問題委員会 委員長 黒岩 哲彦

貧困・社会保障問題委員会は、多くの団員の皆様が貧困・社会保障分野の問題に取り組まれた中で勝ち取った成果を集約し、事例集としてまとめた上で、皆様にご活用いただきたいと考えております。

皆様が勝ち取られた成果を集約し、それを整理し分析することは、今後、厚生労働省や各自治体に対して、不合理な運用の是正を求め、社会保障制度の改善を求める運動を行う上で、非常に有用なものとなります。

また、一人でも多くの団員、特に若手の団員に貧困・社会保障分野の問題に取り組んでもらうためにも、各地の団員が取り組みやすいように、各地の取り組みをデータベース化し、事例集を作成することで、各地の団員がいつでも他の団員の事例を参考にできるような仕組みを作ることも重要です。

そこで、貧困・社会保障問題委員会は、解決事例集を作成するために、全国の各支部へ貧困・社会保障分野に関する事例アンケートを実施することにいたしました。アンケートの書式は団本部又は団支部にお問い合わせ下さい。アンケートは2019年12月末日までに団本部にご返送いただくか、PDFにてメール添付の方法でお送りいただきますようお願いいたします（メールでのご連絡は、団本部アドレス dan@ca.mbn.or.jp をお願いいたします。）。

アンケートにて集約した事例につきましては、本委員会で整理し、最終的には事例集としてまとめた上で、団員の皆様にご活用いただきたいと思いますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

新人紹介

東京法律事務所 加部 歩人

☆ 高校時代～弁護士を志す

私が弁護士を目指すきっかけになったのは、高校の「現代社会」の授業でした。大部にわたるオリジナルレジュメを配布して、天皇制、人種差別、性差別、原発問題、南北問題等の、様々な社会問題について熱心に講義するスタイルの先生が担当でした。こうした問題に興味をもった私は、関連する書籍を読んだり、ときには集会に出かけたりするようになりました。ある大きな反原発集会に参加した時、多数の登壇者の中でひとときわ光っていたのが原発運転差止訴訟に携わる弁護士でした。こういう世のため人のための活動をして、食べていけて（?）、しかもなんだかっこいい。こんな職業があるのか〜と。これが、私が弁護士を目指そうと思った瞬間です。

☆ 法学部～普通にキャンパスライフを送る

迷わず法学部を受験し進学した私ですが、大学では正直こうした問題や活動はほとんど忘れ、（自称）普通の大学生としてサークル活動や勉学に励みました。とりわけ第二外国語のロシア語の学習に打ち込

み、1か月のモスクワ語学短期留学を経験したことは決して忘れられない思い出です。

ただ、幸い周囲に法曹志望者が多かったこともあり、弁護士を目指す方向性だけはぶれることなく、ロースクールを受験しました。

☆ ロースクール～弁護士志望に迷いが出る

私の進んだロースクールは弁護士志望者のほとんどが大手の渉外・企業系ローファームを目指しており、クラス単位で五大事務所の見学会が企画されるような環境でした。私もご多分に漏れずこうした事務所を見学したり、研修会に参加したりしましたが、そこで目にしたのは高層階のピッカピカのオフィス、パートナー弁護士の高そうなブランドスーツや時計、高層階から夜景を見ながらの豪華な懇親会、その一方で働き疲れたアソシエイトの死んだような顔…

「あれ、僕が目指してた弁護士ってこんな感じだったっけ…？」という違和感がどうしても拭えず、弁護士志望をやめようかと悩みました。

☆ 団員弁護士との出会い～初志を思い出す

そんな折、ロースクールで「法律事務所合同説明会」が開催されました。数多くの法律事務所が出張説明会を行う企画です。説明ブースのほとんどを大規模な企業法務事務所が占める中、ひととき簡素でダサいパンフレット（ごめんなさい）を出していた事務所が目にとまりました。そこの説明会に出てみると、曰く「私たちの事務所は、日本国憲法をよりどころとし、すべての人が等しく平和で人間らしく暮らせる社会の実現を目指し……」。

このとき私は、「これだ！ こういう弁護士になりたかったんだ！」と直感しました。はっきり言って一目惚れみたいなものです。

後からわかったことですが、この事務所は自由法曹団員や青法協会員が多く所属する事務所だったので、この説明会がきっかけで、あれよあれよと青法協の企画に参加するようになり、ロースクール生部会の会員になり、司法修習生7月集会を運営し、気づけば団員弁護士になっていました。

以上が、私が自由法曹団東京支部の新人と相成りました経緯です。私に人権活動・社会活動等に取り組む弁護士像を思い出させ、そうした弁護士像に近づくように導いてくれた自由法曹団の先輩方に対する感謝は尽きません。これからもご指導の程宜しくお願い申し上げます。私も後輩を導けるよう、努力して参ります。



10月幹事会議事録

1 国内外の情勢

1 国際情勢

- ・日韓貿易摩擦激化。安倍内閣、元徴用工賠償問題で経済で報復。戦後最悪。
- ・米イランの対立激化。9月14日、イエメン反政府勢力によるサウジ石油施設への爆撃で。米イラン関与と非難。ボルトン解任による米・イラン対話気運を粉碎。
- ・アメリカがイラン攻撃に踏み切るか注目。

2 国内情勢

- ・9月11日、内閣改造、日本会議メンバーを多数登用。改憲シフト内閣。10月4日臨時国会召集。10月22日、「即位礼正殿の儀」
- ・安倍首相11日、「（憲法改正）困難でも必ず成し遂げる決意だ」「与野党の枠を超えて活発な議論をしてもらいたい」
- ・二階幹事長11日、「意向に沿って党を挙げて憲法改正努力したい」首相4選も「支援」（2021年9月3期目任期）。
- ・自民、改憲へ国会対策重視。細田博之元幹事長12日、自民党憲法改正推進本部長に。野党とのパイプあり。衆院憲法審査会長に佐藤勉元国対委員長。
- ・衆院憲法審19日、欧州の改憲、国民投票制度視察（29日帰国）
- ・下村自民党選対委員長、25日「全国の自民党候補者に改憲議論に積極的に取り組むよう促す」全国で世論喚起に向け党4役一丸になる姿勢示す。
- ・二階幹事長・岸田政調会長25日、改憲推進で一致。
- ・埼玉知事選8月25日、大野氏勝利（立民、国民、社民支持。共産自主支援）。岩手知事選9日、達増氏当選（立民、国民民主、共産、社民推薦）。野党共闘に力。
- ・安倍日本会議内閣で改憲に並々ならぬ姿勢示す。硬軟両様で国民投票目指す。野党共闘の結束を政策面で進められるか（原発、消費税・・・）。
- ・首相、10月18日中東への自衛隊派遣検討を指示。米国主導の有志連合には不参加。ホルムズ海峡派遣明言せず。防衛省設置法の「調査・研究」名目で。
- ・自民党が全国で改憲集会へ。18日、和歌山市で700名安倍ビデオメッセージ。二階の強い決意を称賛。岸田政調会長も全国行脚。「憲法改正推進遊説・組織委員会」新設。
- ・自民党、昨秋、全小選挙区に改憲推進本部設置し日本会議と協力し国民運動の推進を図る。
- ・野党を懐柔しながら憲法審査会を動かし改憲発議を目論む。
- ・19日、全国革新懇交流会、小田川全労連議長「改憲阻止の固い世論の構築」を提起（自衛隊を9条に明記することで無制限の武力行使に道を開くという危険の中身を語る力をつける必要がある）。
- ・「強まる草の根対決」（赤旗28日朝刊）、9条死文化の理論などが、精緻なものになってきている。

2 今後の取組と検討事項

1 団総会の感想

- ・プレ企画：挺身隊、徴用工問題、参加約90人。
日本の最高裁も、個人請求権は消滅したとは言っていない。
高裁段階では、確定したら支払う予定だとの報道もなされていたが、安倍政権が介入して政治問題化した。
政治問題としてではなく、人権問題として扱うべき。
金曜日行動→三菱本社のある品川駅前で約3年街宣続ける。自主交渉を行っていたが、交渉打ち切り。
その後街宣再開。
10月30日で大法院判決から1周年。声明が出される予定。
日韓請求権協定によって、自然債務となるのではないかと。被告企業との合意が必要では、との議論で終わっている。
協定の埒外である、との大法院の判断が成立するのか。
- ・基調講演
憲法論議と憲法改正論議を分けて考えることや、実践的な議論の方法等の話も。
- ・分散会など
3000万人署名について質問、今後どのようにするべきか。→中止するものではないが、積極的に進めるものではない、という方向で。
団本部の次長問題→見直しをすべきでは。組織問題について見直しが必要では。

2 憲法・平和

(1) 平和の樹リーフ

- ・普及状況→武蔵野事務所が100部購入、残部640部
- ・本部リーフの普及状況→14万5230部を配布。残部6500部ほど。

(2) 3000万人署名の取り組み

- ・草の根対決の武器が他にない
- ・5万筆達成するために
- ・未達成事務所への声かけをする

(3) 自衛隊員募集名簿協力問題

- ・団支部で都内の自治体の実態調査進捗状況。
- ・各事務所の要請実施状況
- ・53自治体について割り振り済み。
- ・現在18自治体から回答受領済み（その後22自治体）。
- ・今後の方針

未回答自治体・担当事務所への働きかけ→11月以降、回答未了の自治体に催促を行う。

- ・回答自治体への追加調査

抽出対象者の内容（年齢、性別）、閲覧方法（写真、コピー）、激励会の公金支出の有無
法的問題点の検討（右崎教授に問い合わせ）

住民基本台帳の閲覧自体の違法性

その他、激励会などの協力

- ・どこかで締めて、意見書を出したりする必要があるのでは。法的義務がないのに公費を使っていいのか。
- ・抽出して閲覧させる→どこまでやっているのか？写真を撮らせているのでは？そのあたりも調査すべきでは。
- ・到達点を確認し、協力しすぎである点を指摘すべき。→11 月中に自治体からの回答を得られるようニュースを作成。
- ・来年総会前に記者会見等ができるように。
- (4)「憲法 9 条を守ろう」をどう語るか
- ・「安倍 9 条改憲」阻止の後をどうするか。専守防衛的改憲と絶対的平和主義の対決
- ・国民投票になったときにどう訴えるか。安保法制（戦争法）を廃止しない限り 9 条を変えさせない。
- ・当面の課題ではないが、立ち位置を決めておく必要がある。
- ・具体的には
憲法対談、自民党憲法マンガに対抗する護憲マンガ作成、支部総会でディベート企画・模擬討論

3 支部運営

(1) 情報共有、情報発信の強化

- ・HP アクセス状況
- ・フェイスブック

→アカウント等を共有 投稿状況は、投稿が少ない

(2) セクハラ対策PT

- ・10月30日幹事会16時～17時 発足記念学習会実施。

場所) 文京シビックホール

講師) 岸松江団員

参加者) 事務所単位で最低1名の参加を求める。参加状況は

相談員メンバー（現在、支部PTメンバー5名、他にも打診中）の参加確認。

- ・スケジュール

小部支部長あいさつ 3分

岸松江講演 30分

質疑応答 20分

まとめ 滝沢2分

支部セクハラ防止規則のパンフレットを紹介、支部ニュース、HP、リーフ化し事務所に配布

(3) 若手PT

- ・若手アンケート結果をどう生かしていくか。

登山企画（小部、佐藤、本田、中川、白根、大住）、他支部とのコラボ、NLGニューヨーク支部との共同企画

12月4日18時～ 72期向け →案内の定型文を用意する。弁護団紹介も行う。

自由法曹团的弁護技術マニュアル（刑事、民事尋問技術）

- ・新人歓迎会 今村核講演

(4) 団支部MLの運営状況

(5) 来期人事

- ・組織財務委員会を開催する→11月20日13時～代々木総合法律事務所

4 幹事会活性化

- ・講演、学習、事件報告などを企画する。
LGBT、ヘイトスピーチ、懲戒請求、自衛隊への名簿提供
10月30日 支部セクハラ相談窓口発足記念学習会
11月20日 地域幹事会（代々木・渋谷） 場所 代々木事務所
オリンピック選手村問題、原発、
12月19日 新人歓迎学習会
1月22日

5 支部総会議案書

6 ソフトボール大会（10月11日）

- ・やむなく雨天中止
- ・来年の場所の確保（江東区）→夢の島（江東区の登録団体でなければならない、2か月前でなければ分らない。）が第一候補

7 支部ニュース（11月号）

8 その他

- ・東京自治研集会参加依頼→中川事務局長が参加
- ・11月3日14：00～ 国会前大集会→国会正門に向かって左手（南庭）。FAX ニュース送付済み。

<当面の日程>

- | | | |
|-----------|-------|--------------------------|
| 11月10日（日） | 9時～ | 小部支部長と行く高尾山ハイキング @高尾駅 |
| 11月19日（火） | 18時半～ | 19日行動 @国会前 |
| 11月20日（水） | 14時～ | 代々木・渋谷地域幹事会 @代々木総合法律事務所 |
| 11月23日（土） | 13時～ | 第50回司法制度研究集会 @全国町村会館 |
| 11月24日（日） | 13時～ | オスプレイはいらない東京大集会 @多摩川中央公園 |
| 12月 4日（水） | 18時～ | 72期修習生向け学習会 @団本部（予定） |

全国弁護士グループの先生と職員のごさまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償障害等級に達した場合には就業不能も補償**します。

＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、増補給付1割、保険期間1年、補償障害等級補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- 所定の補償障害等級に達した場合は就業不能も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増徴率の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、補償障害等級補償特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

大本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取組代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 資本ビル3F
TEL : 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後5時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公団開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-5401 FAX : 03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(2018-08897, 平成30年11月6日)